



## 大友宗麟のヤソ会総長充て書状の真偽について

渡辺澄夫

### 一 天正遣欧使節虚構論の概要

天正十年（一五八二）の大友・有馬・大村三キリシタン大名の少年遣欧使節は、日本史上の空前の壮図として喧伝されたが、先年松田毅一氏が「天正遣欧使節の真相―特に伊東満所に就いて―」という論文<sup>1)</sup>を發表してその虚構を暴露し、大きな衝撃を与えた。すなわちこの計画については大友宗麟は使節出發前はこの事実を全く知らず、その「甥の従兄弟」という伊東満所も、じつは「姪の子の従兄弟」にあたるもので、しかも日向から逃れて来た身寄りのない乞食同然の孤児で、これまで信ぜられていたような貴公子ではなかった<sup>2)</sup>。大友宗麟のヤソ会総長やローマ教皇・イスパニヤ国王等に奉呈した書状は、有馬・大村両氏のものと同じ筆蹟・同一内容のものである。これは巡察使ワリニヤニが天正十年（一五八二）一月廿八日の長崎出發の直前である同月中旬ごろ急に同地で立案したもので、有馬・大村二侯には相談したにしても、少なくとも大友宗麟には何等の連絡さえしなかつたものである。当時臼杵の修練院（ノビシヤド）の院長であつたベトロ・ラモンが、使節出發の直後に宗麟と対談した際、宗麟は「何のためにあの子達をポルトガルに送るのか」と云つたという。ヤソ会士で臼杵にいたベトロ・ラモンその人が、ワリニヤニの虚構を暴露し、その背信を非難している、というのである。

松田氏の研究は、主として伊東満所と大友宗麟との血縁關係に主力が注がれているが、氏の論証は正しいようである。宗麟が天正遣欧使節を知らなかつたこと、彼の書状が自筆でもないこと、満所の血縁と身分についても、遺憾ながらこれを認めざるをえないようである。

私は松田氏の詳細な分析に敬意を表し、その結論に賛同するものであるが、氏の大友宗麟書状に対する古文書学的批判の徹底な点のあることについては遺憾を感じざるを得ない。そのことを述べるため、この一文を草することにした。

註(1)「史学雑誌」七四の一〇号(昭和四〇・一〇)。

松田毅一・佐久間正編訳『日本巡察使ヴァリニャー』

(『東西交渉旅行記全集』V、桃源社、昭和四〇・

三)にも関連記事がある。

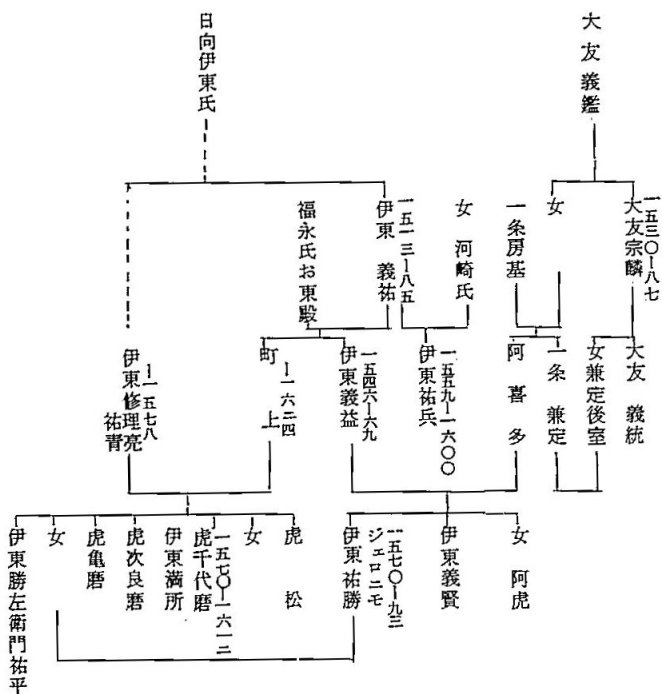
なお筆者はこの方面の専門家でもなく、松田氏の研

究論文を渉猟したものでない。

したがって氏の研究を看過した点があるかもしれない。

その点は予めお断りしておきたい。

(2)大友宗麟と伊東満所との関係は次の通りである(上掲松田氏論文)。



満所の父祐青はすでに死去しており、母町上は生活する術もないので貴人でも富人でもない男と再婚したが別れてしまった。満所は見捨てられてシャツ一枚を身につけた乞食同然の状態で、ベトロ・ラモンが府内にいる時教会に迎え入れたという。

## 二 ヤソ会総長あて大友宗麟書状の真偽

まず三侯の文書が自筆でないことであるが、昔は高貴な人ほど祐筆に書かせるのが普通で、自筆でないのが普通である。とくに儀礼的なものや政治的な公文書においては、ことにそうで、本文だけでなく名前まで書かせる（花押は別）慣例であった。こうした点からすれば、三侯の書状が自筆でないことは不思議でなく、それだけでこれを偽作とするには当たらないことになる。三侯の書状が同一筆蹟であることも、ヤソ会や教皇庁等の西洋事情に不案内のため、ワリニヤニの指導によって、ある日本人に書かせたことも考えられる。少なくとも、有馬・大村二侯の場合は、ワリニヤニが相談しているから、そうしたことがなされたにちがいない。

しかし大友宗麟の場合は、以上とは事情が違っている。かれは使節派遣の相談もうけず、したがってその事を知らなかったから、その文書は当然偽作であるはずである。松田氏もその事を強調しているが、なお直接的な論拠に欠けるようである。私は宗麟文書の偽作説は、古文書学上の常識として署名と花押の検討をぬきにしては決定的でないと考えている。

使節の携行した宗麟の書状は計十六通に達するようであるが、そのうち日本文のものは二通で、しかも原本はヤソ会総長充ての正月十一日付の左の書状一通だけである。(1) (口絵写真参照)<sup>(2)</sup>

以賀良佐令啓上候、仍 世主子之今波仁安之伴天連備慈多道留、至此遠国被差渡、弥実教之道理等被仰聞、其外種々善事等被成御調儀候、難有奉存候、珠更諸貴理使且至愚老も、世界之満足不遇之候、然者吾等いとこ日向之伊藤せらふにも、此度備慈多道留御供可仕候處、當時遠国<sup>(3)</sup>居住候之間、無其儀候、併彼いとこまんしよ渡海申候間、萬端可被添貴意事、可

忝候、猶備慈多道留<sup>母</sup>まんしよ用御口上、閣委筆候、恐惶敬白、

(天正十年)

正月十一日

謹 今波仁安 <sup>伴天連</sup>

上 世主子 是羅留 <sup>尊老</sup> 御中

豊州 不龍師子虎 (宗麟?)  
屋形 (花押)

この文書に、「豊州屋形不龍師子虎<sup>ふらんしすこ</sup>」とあるのは、宗麟の教名ドン・フランシスコを漢音であらわしたものである。これは包紙にも書かれている。私はこの宗麟の教名にまず疑問をもつものである。

これまで実見した宗麟の文書で教名を用いたものは、「普蘭師司怙」とか、略して「府蘭」とあるのが普通で、「不龍師子虎」などと記したものに接した例がない。

つぎに示した写真は、宗麟がローマ教皇に奉呈した書状である。<sup>(3)</sup> 天正十二年(一五八四)十一月七日の日付となっている。ら、この遣欧使節の携行したものではない。本文の内容はつぎのようである。

(前) 露命の内には是を申叶へ、常住拝顔に於て、存残す事なく、しめあんと共に、今ハはや、我眼即笑を得奉る上者、無事にさしゆるし給へと言上すへき外、別になき<sup>所</sup>也、此等之旨御披露奉仰候、恐惶謹言、

天正十二年

十一月七日

普蘭師司怙 (花押<sup>9</sup>)

是壽貴理師度之御代官惠誨禮閣之御司

はは様江

奉上

大正二年十一月七日  
春仲行徳道法石

大正二年

十一月七日

春仲行徳道法石

春仲行徳道法石

春仲行徳道法石

春仲行徳道法石

前紙が一枚欠けているようである。宗麟の署名は「普蘭師司怙」となっている。宛名の「はは様」はローマ教皇のことであり、この文書は、宗麟がローマ教皇に奉呈したものであることに寸分の疑問の余地がない。ところが、わずか二年前にヤソ会総長にあてた書状の宗麟の署名は、「不龍師子虎」とあり、「師」の一字だけは一致するが、他はすべて異なっている。

筆者はこれまで、この異状な署名については、遠くローマの教皇やヤソ会総長などの高貴な人にあてたものであるから、とくに丁重さを示すため格式ばってこの字を用いたものであるかと莫然ながら考え、不審にも思わなかった。しかしいまこれを「普蘭師司怙」と比較すると、「龍ならず、師子ならざる虎」ともよむべきこの教名は、余りにも豪慢であり、不遜にさえ感ぜられる。キリスト教に心から帰依する宗麟が、果してこのような教名を用いることがある得るであろうか。これが第一の疑問である。

この疑問は、こうした署名の例が他にないこと、とくに宗麟がこの企てを関知しなかったこと等と併せ考えると、どうもこれは宗麟文書に対する一知半開の人の作為ではないかと考えられるようになってくる。これは、この文書の花押を検討することによって、いよいよその疑いが濃厚になってくるのである。

ヤソ会総長あての文書の花押は、宗麟のものであることには間違いはない。もつとも子の義統が天正三年（一五七五）から同七年（七九）ごろまで、これと全く同じ形の花押を用いていたことはあるが、<sup>(4)</sup>もちろんこれは彼のものではない。宗麟の花押はこれまでの研究の結果、少なくとも十類型に分類され、<sup>(1)</sup>から<sup>(10)</sup>まで年代を追って使用されたことがわかっている。<sup>(5)</sup>そして同一時代に二つ以上の花押を用いた事実は、まずなかったものと考えられる。

そこでこの文書の花押を、右の十類型にあてはめてみると、<sup>(7)</sup>にあたることがわかる。その使用年代は現存の文書から判明するところでは、永祿七年（一五六四）七月廿一日（柞原八幡宮文書）から元龜三年（一五七二）八月二日（鶴原文書）ごろまでの約八年間である。ヤソ会総長充て文書の書かれた天正十年（一五八二）からすると、少なくとも十年以前に用いられたものということになる。

天正十年（一五八二）ごろの宗麟の花押は(9)にあたる。もっともこれは、同年六月十四日（問注所文書）が現在の初見である。とすれば、問題の文書が書かれた同年一月十一日ごろは、その前の(8)類型であったことも考えられる。しかし(8)の花押の場合には、宗麟は「三非齋」とか「圓齋」の号を用いており、キリスト教名は用いていないようである。これは果して断定しうるかどうかはなお問題があるが、もしこの時宗麟が署名し花押を据えたとすれば、おそらく「普蘭師司怙」の教名とともに用いた(9)類型の花押であったものと思われる。それは前に掲げた天正十二年（一五八四）のローマ教皇あての文書が、これを証明する。

いずれにしても、天正十年（一五八二）当時、宗麟が右のような(7)類型の花押を用いることの絶対にありえないことだけは確かである。この文書の偽作説はこれによって決定的となるのであって、さきの問題とした「不龍師子虎」の教名も、これと併せ考えることによっていよいよ疑いが濃厚となってくるのである。

註(1)松田氏前掲論文。

(2)原本はクレチノージョリ編『耶穌会宗教政治文学史』第二巻（『大日本史料』第十一編別巻之一、天正遣欧使節関係史料一、三二一—九頁）にある。この写真は、幸田成友著『日欧通交史』掲載のものによった。

「賀良佐」は「Gracia」を日本語にあてたもので、英語の「Grace」にあたり「主の思籠」の意、「世主子之今波仁安」はヤソ会、「彌慈多道留」は「Visitador」で巡察使（ワリニヤニ）、充名の「今波仁安是羅留」はヤソ会総長のことである。

(3)京都大学文学部所蔵「大友義鎮書状」（『大日本史料』第十一編別巻之一、天正遣欧使節関係史料三二〇—二二頁の間所収）  
(4)『大分県史料』10『西国東郡・東国東郡・速見郡諸家文書』。

(5)前註「大分県史料」10—0

本史料では、(1)類型となつているが、田北学氏から(2)類型（天文十八年二月六日肥後広福寺文書、修理大夫安堵状）は、大友義鑑の花押の誤認であるとの痛烈な批判を頂いた（『増補訂正編年大友史料』一八、一八六頁）。これを除けば次の十類型となる。



(1)



(2)



(3)



(4)



(5)



(6)



(7)



(8)



(9)



(10)



(1) 天文十八年(一五四九)ごろ。

(2) 天文十九年(一五五〇)二月廿一日―三月廿一日ごろ。

(3) 天文十九年五月十八日―七月二十日ごろ。

(4) 天文廿一年(一五五二)二月十六日―三月廿日ごろ。

(5) 天文廿四年(一五五五)壬十月三日

―永祿五年(一五六二)二月廿一日ごろ。

(6) 永祿五年九月廿三日ごろ。

(7) 永祿七年(一五六四)八月廿三日

―元龜三年(一五七二)八月二日ごろ。

(8) 天正六年(一五七八)十月廿二日―天正七年二月二日ごろ。

(9) 天正十年(一五八二)六月十四日

―天正十四年二月廿五日ごろ。

天正十四年七月五日

―天正十五年(一五八七)三月八日ごろ。

### 三 大友宗麟書状の作成過程

以上のことから、この文書の作製については次のようなことが想定される。すなわちワリニヤニは文書内容については必要事項を指示し、近侍の日本人に日本語で書くことを命じたであろう。それが「彼等（日本人）の甚だ困難な文字を書くことに熟達し、また国語を正確かつ優雅に話すことの巧な学者で、彼等（少年使節）の教師たるべきもの」として随員に加えられた日本人イルマンのジョルジ・ロヨズ<sup>1)</sup>であったかどうかは判らない。その日本人は、宗麟の教名と花押を書く場合、宗麟の文書を手本にしたに違いない。その時求め得たのが、宗麟が永祿七年（二五六四）ごろから元龜三年（一五七二）ごろまでの間に発給した文書であったのではなからうか。総長充ての文書の花押を見ると、右の肩の彎曲部にやや力がぬけ肉が不足する感がないではないが、全体的に見て筆勢といい形といいほとんど宗麟の花押と変らないものである。このような花押を書くためには、模写の原本がなければ不可能と思われる。

もしこの推定が当たっているとすれば、その文書の差出書は「宗麟」とあって、かれの教名ではなかったはずである。何となれば、宗麟の受洗ははるか後の天正六年（一五六四）のことであり、当時まだ教名はつけられていなかったからである。事実管見の及ぶ限りでは、(7)類型の花押の場合は必ずといってよいほど「宗麟」と記されている。

さてそうした場合、この文書の作者が「宗麟」の教名の書き方に不案内であったとすれば、どのような處置をとるであろうか。出発までに十分な調査の時間がなかったとすれば、かつて見たことのある普蘭師司怙<sup>(2)</sup>のおぼろげな記憶によって、「不龍師子虎」と書いたのではあるまいか。宗麟書状の作製過程は、およそこのようなものではなかったかと推定する。

しかしこの過程は、あくまでも推定であるから断定はできない。ただこの文書の作者が、宗麟の花押の編年を知らなかったことだけは間違いない。この花押のミスが、この文書の偽作を決定づけるものになるうとは、おそらく筆者も、またそれを命じたであろうワリニヤニ自身も想像もしなかったことであろう。

註(1)ダニエロ・バルトリ編『耶蘇会史』アジア第二部日本第一編信長の世(『大日本史料』第十一編別卷之一、天正遣欧使節関係史料一、一二頁)。

(2)大村純忠がヤソ会総長にあてた(天正十年)正月廿七日付の書状(京都大学文学部所蔵『大日本史料』第十一編別卷之一、天正遣欧使節関係史料)もある。文字は全く宗麟のものと同じ筆で宛名の書き方も同じである。これには大村純忠の教名を「鈍波留登路銘」と記し、下に花押がある。ただしこの花押は本人が一筆書きに書いたものではなく、まず花押のわくを書き、いねいに中をぬりつぶした感じのもので、江戸時代の花押の書き方に類する。大村純忠は大村に居たことだし、ワリニヤニも直接あって相談したはずであり、どうして自署しなかったかが疑問となる。

これらの問題についても、今後古文書学上はもちろん、あらゆる方面から検討してみる必要がある。(大分大学教授)